

②世田谷区子どもの権利条例(素案)・世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(素案)



条例・計画について詳しくはこちら
ご意見・ご提案もこちらから提出できます



現行条例から名称も変更します

条例と計画の位置づけ(関係性)について

世田谷区子どもの権利条例

区は平成13年に、23区で初めての「世田谷区子ども条例」を制定し、国連の「子どもの権利条約」に掲げる理念のもと、「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現をめざし、子ども・若者施策、子育て施策を前進させてきました。ところが、この間、子どもや若者たちの声を聴く中で、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする現状と課題が明らかになりました。子どもも、大人も、年齢や経験に関わらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現するため、「子ども条例」を「子どもの権利条例」に一部改正します。

世田谷区子ども・若者総合計画(第3期) 令和7(2025)年度～16(2034)年度

世田谷区子どもの権利条例の推進計画です。
また、こども基本法で市町村の努力義務とされている「こども計画」に位置付けるとともに、これまでと同様、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「子どもの貧困対策計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を内包します。

子ども・若者の皆さんへ

「せたがや 子ども・若者の声ポスト」
(インターネットアンケート)第2弾を実施します!

今回は、条例と計画の素案について
意見を募集しています。

条例と計画って何だろう?

アンケートのページで最初に分かりやすく
説明しているよ!
皆さんの意見をお待ちしています!

アンケートのページはこちら▶▶▶



区HPQ 2220

世田谷区子どもの権利条例

現行条例からの主な変更点

①

「子どもの権利」を
具体的に明記します

子どもは成長・発達過程にあり、大人よりも弱い立場にあるため、誰もが持っている「人間としての権利(人権)」だけではなく、子どものための特別な「子どもの権利」を保障する必要があります。国連「子どもの権利条約」の一般原則を規定(第4条)するほか、区の子どもたち自身が考えた権利を具体的に規定(第5条～第9条)します。

②

子どもの声を
反映し、想いを込めます

現行条例では大人の子どもに対する思いなど、大人を主語として目標などが書かれています。条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受け止め、自分たちの条例として活かすことができるようにするため、条例前文に子どもの声を反映します。

③

子どもの権利保障状況を
「子どもの権利委員会」が
評価・検証します

区が実施する施策等において「子どもの権利」が適切に保障されているかを評価・検証する第三者機関「子どもの権利委員会」を新たに設置します。区の施策を利用する子どもたちの声を聴き、評価・検証・政策提言を行うほか、広報啓発機能も担います。

世田谷区子どもの
権利条例(素案)の
全文はこちら



区HPQ 18426



世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)

計画を貫く4つの原則

①

子どもの権利と
最善の利益の
保障

②

子ども・若者の
意見表明と
参加・参画

③

多様な
関わりの中で、
切れ目なく
支える

④

子ども・若者と
ともにすすめる
地域社会
づくり

めざす
まちの姿

みんなが自分らしくチャレンジでき
笑顔になれるまち

計画の
目標

子どもが権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する。

政策の柱

- ①子ども・若者の参加・参画をすすめる、子どもの権利が保障されるまち(地域)を実現します
- ②乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます
- ③子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つことができる環境をつくります
- ④子どもが、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくります
- ⑤子ども・若者が、障害の有無、生まれ育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります
- ⑥子ども・若者が、障害の有無、生まれ育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります
- ⑦子ども・若者が、障害の有無、生まれ育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります
- ⑧子ども・若者が、障害の有無、生まれ育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります
- ⑨子ども・若者が、障害の有無、生まれ育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります
- ⑩子ども・若者が、障害の有無、生まれ育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります

子ども・若者総合計画
(第3期)素案はこちら



区HPQ 18418

子どもの権利に関するシンポジウムを開催します



内容／基調講演、子どもの権利落語、実践発表
(子ども条例検討プロジェクトのメンバーによる活動報告)
日時／10月8日(火)午後6時～8時 会場／北沢タウンホール
その他／申込不要。当日直接会場へお越しください。

子どもの皆さんも、大人の皆さんもぜひご参加ください!

詳しくはこちら



区HPQ 18501

コラム 私たちも「条例前文」や「めざすまちの姿」を考えました!

区内の中学・高校生15人をメンバーとする「子ども条例検討プロジェクト」を6月～7月に計4回開催。令和5年度に実施した「小学生・中学生アンケート」などで子どもたちから聴いた意見を踏まえて、参加した子どもたちが「条例前文」や「めざすまちの姿」を検討しました。

